

議案第90号

関市屋外スポーツ施設条例の一部改正について

関市屋外スポーツ施設条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和4年12月2日提出

関市長 尾 関 健 治

提案理由

関市中之保テニスコートの使用時間を変更し、及び関市中之保児童プールを廃止するため、この条例を定めようとする。

関市屋外スポーツ施設条例の一部を改正する条例

関市屋外スポーツ施設条例（平成17年関市条例第75号）の一部を次のように改正する。

第5条を次のように改める。

第5条 削除

第6条第1項ただし書を削る。

第11条第3項を削る。

別表第1 関市中之保児童プールの項を削る。

別表第2中

「

関市中之保テニスコート	
関市中之保児童プール	1 7月1日から8月31日までの日のうちの月曜日から金曜日までの日（休日である場合を除く。） 2 9月1日から翌年の6月30日までの日
関市下之保グラウンド	12月29日から翌年1月3日までの日

を

「

関市中之保テニスコート
関市下之保グラウンド

に

改める。

別表第3中

「

関市中之保テニスコート	
関市中之保児童プール	午後1時から午後4時まで

を

」

「

関市中之保テニスコート	午前8時30分から午後5時まで
-------------	-----------------

」に

改める。

別表第4の3 テニスコートの表関市中之保テニスコートの項中

「

1,600	400	400
-------	-----	-----

」を「

1,600	—	—
-------	---	---

」に

改め、同表備考2中「夜間照明施設」の次に「（関市中之保テニスコートを除く。）」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。